

(別表)

1. 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成一四年法律第百五十一号。以下同じ。）第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
中小企業等協同組合法第9条の2の2に基づく団体協約の調停	1 月	2 月
中小企業等協同組合法第9条の2の2に基づく団体協約のあっせん	1 0 日（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1 5 日）	3 週（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1 月）
中小企業等協同組合法第9条の2の3第1項に基づく事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	1 0 日（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1 5 日）	3 週（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1 月）
中小企業等協同組合法第9条の6の2第1項に基づく事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の認可	1 5 日	1 月
中小企業等協同組合法第9条の6の2第3項に基づく事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更・廃止の認可	1 5 日	1 月
中小企業等協同組合法第9条の9第4項に基づく協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の認可	1 5 日	1 月
中小企業等協同組合法第9条の9第4項に基づく協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更・廃止の認可	1 5 日	1 月
中小企業等協同組合法第9条の9第4項に基づく協同組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	1 0 日（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1 5 日）	3 週（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1 月）
中小企業等協同組合法第27条の2第1項に基づく事業協同組合等の設立の認可	1 0 日（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1 5 日）	3 週（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1 月）
中小企業等協同組合法第48条に基づく組合員による臨時総会招集の承認	1 0 日（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1 5 日）	3 週（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1 月）
中小企業等協同組合法第51条第2項に基づく定款の変更の認可	1 0 日（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1 5 日）	3 週（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1 月）
中小企業等協同組合法第57条の5に基づく責任共済等の事業を行う組合等の余裕金の運用の認可	1 5 日	1 月
中小企業等協同組合法第62条第4項に基づく責任共済等の事業を行う組合等の解散の認可	1 5 日	1 月
中小企業等協同組合法第63条第3項に基づく合併の認可	1 0 日（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1 5 日）	3 週（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1 月）

2. 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
産業標準化法第30条第1項及び第2項、第31条第1項並びに第37条第1項から第3項に基づく登録認証機関の登録又は登録の更新	6 月	6 月

3. 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
鉱業法第18条第2項に基づく試掘権の存続期間延長の許可	1 月	4 5 日

鉱業法第21条第1項に基づく鉱業権設定の許可	5月 (鉱業法第24条の規定に基づく関係機関への協議期間、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続、同法第27条第1項及び第2項の規定に基づく先願待ち期間並びに同法第27条第3項の規定に基づく競願に係るくじ手続に必要な期間を除く。)	6月 (鉱業法第24条の規定に基づく関係機関への協議期間、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続、同法第27条第1項及び第2項の規定に基づく先願待ち期間並びに同法第27条第3項の規定に基づく競願に係るくじ手続に必要な期間を除く。)
鉱業法第30条第1項に基づく鉱業出願地の増減の許可	4月 (鉱業法第30条第2項により準用する同法第24条の規定に基づく関係機関への協議期間、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続、同法第27条第1項及び第2項の規定に基づく先願待ち期間並びに同法第27条第3項の規定に基づく競願に係るくじ手続に必要な期間を除く。)	5月 (鉱業法第30条第2項により準用する同法第24条の規定に基づく関係機関への協議期間、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続、同法第27条第1項及び第2項の規定に基づく先願待ち期間並びに同法第27条第3項の規定に基づく競願に係るくじ手続に必要な期間を除く。)
鉱業法第39条第1項に基づく鉱業権設定の許可	5月 (鉱業法第39条第4項により準用する同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続及び同法第40条第4項の規定に基づく関係機関への協議に関する期間を除く。)	6月 (鉱業法第39条第4項により準用する同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続及び同法第40条第4項の規定に基づく関係機関への協議に関する期間を除く。)
鉱業法第41条第1項に基づく採掘権設定の許可	5月 (鉱業法第41条第4項において準用する同法第24条に基づく関係機関への協議、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続に関する期間を除く。)	6月 (鉱業法第41条第4項において準用する同法第24条に基づく関係機関への協議、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続に関する期間を除く。)
鉱業法第44条第1項に基づく鉱区の増加の許可	4月 (鉱業法第44条第3項により準用する同法第24条の規定に基づく関係機関への協議期間、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続、同法第27条第1項及び第2項の規定に基づく先願待ち期間並びに同法第27条第3項の規定に基づく競願に係るくじ手続に必要な期間を除く。)	5月 (鉱業法第44条第3項により準用する同法第24条の規定に基づく関係機関への協議期間、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続、同法第27条第1項及び第2項の規定に基づく先願待ち期間並びに同法第27条第3項の規定に基づく競願に係るくじ手続に必要な期間を除く。)
鉱業法第44条第1項に基づく鉱区の減少の許可	45日	2月
鉱業法第45条第1項に基づく鉱区の増減の許可	4月 (鉱業法第45条第3項により準用する同法第24条の規定に基づく関係機関への協議及び同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続に関する期間を除く。)	5月 (鉱業法第45条第3項により準用する同法第24条の規定に基づく関係機関への協議及び同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続に関する期間を除く。)
鉱業法第46条第1項に基づく隣接鉱区への掘進増区の許可	3月	4月
鉱業法第50条第1項に基づく採掘鉱区の合併の許可	75日	3月
鉱業法第50条第1項に基づく採掘鉱区の分割の許可	45日	2月
鉱業法第50条第2項に基づく採掘鉱区の分割及び合併の許可	45日	2月
鉱業法第51条の2に基づく鉱業権の移転の許可	5月	6月
鉱業法第62条第2項に基づく事業着手延期の認可	16日	3週
鉱業法第62条第3項に基づく事業休止の認可	16日	3週
鉱業法第63条第2項に基づく採掘施業案の認可・変更の認可	2月 (鉱業法施行規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)	3月 (鉱業法施行規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)
鉱業法第63条の2第1項に基づく施業案の認可・変更の認可	2月 (鉱業法施行規則第27条の2第3項により準用する同規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)	3月 (鉱業法施行規則第27条の2第3項により準用する同規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)

鉱業法第63条の2第2項に基づく施業案の認可・変更の認可	2月 (鉱業法施行規則第27条の2第3項により準用する同規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)	3月 (鉱業法施行規則第27条の2第3項により準用する同規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)
鉱業法第76条第4項に基づく租鉱権の存続期間延長の認可	65日	80日
鉱業法第77条第1項に基づく租鉱権の設定の認可	3月	4月
鉱業法第78条第1項に基づく租鉱区増減の認可	3月	4月
鉱業法第87条で準用する法第63条第2項に基づく租鉱施業案の認可・変更の認可	2月 (鉱業法施行規則第33条により準用する同規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)	3月 (鉱業法施行規則第33条により準用する同規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)
鉱業法第100条の2第1項に基づく鉱物の探査の許可	2月	2月
鉱業法第100条の4第1項に基づく鉱物の探査の変更の許可	2月	2月
鉱業法第100条の8第1項に基づく鉱物の探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認	2月	2月
鉱業法第100条の9第1項に基づく鉱物の探査の許可を受けた者の相続の承認	2月	2月
鉱業法第101条第1項に基づく土地立入、竹木伐採の許可	4月	5月
鉱業法第106条第1項に基づく土地の使用又は収用の許可	5月 (鉱業法第106条第2項の規定に基づく関係都道府県知事への協議期間を除く。)	6月 (鉱業法第106条第2項の規定に基づく関係都道府県知事への協議期間を除く。)
鉱業法第108条に基づく水の使用に関する権利の許可	5月 (鉱業法第108条により準用する同法第106条第2項の規定に基づく関係都道府県知事への協議期間を除く。)	6月 (鉱業法第108条により準用する同法第106条第2項の規定に基づく関係都道府県知事への協議期間を除く。)
鉱業法第119条に基づく供託金銭の取り戻しの承認	75日	3月
鉱業法施行規則第41条第1項に基づく供託金銭の分割供託の承認	16日	3週

4. 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
採石法第14条第1項に基づく土地の処分の許可	3週	1月
採石法第14条第2項に基づく採石権の処分の許可	3週	1月

5. ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
ガス事業法第3条に基づくガス小売事業の登録	—	1月
ガス事業法第7条第1項に基づくガス小売事業の変更登録	—	1月
ガス事業法第35条に基づく一般ガス導管事業の許可（次に掲げる場合を除く。）	—	4月
ガス事業法第35条に基づく一般ガス導管事業の許可（申請者が一般ガス導管事業を行おうとする供給区域の全部又は一部が一般ガス導管事業者の供給区域内にある場合に限る。）	—	6月
ガス事業法第39条第3項に基づく事業開始の指定期間の延長	—	4週
ガス事業法第40条第1項に基づく供給区域の変更の許可（供給区域の減少に係る場合又は増加する供給区域の全部若しくは一部が供給区域を増加しようとする一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者の供給区域内にある場合を除く。）	—	4週
ガス事業法第40条第1項に基づく供給区域の変更の許可（供給区域の減少に係る場合に限る。）	—	4月

ガス事業法第40条第1項に基づく供給区域の変更の許可（増加する供給区域の全部又は一部が供給区域を増加しようとする一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者の供給区域内にある場合に限り。）	—	6 月
ガス事業法第40条第2項に基づく増加供給区域に係る事業開始の指定期間の延長	—	4 週
ガス事業法第42条第1項に基づく一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可	—	6 週
ガス事業法第42条第2項に基づく一般ガス導管事業者である法人の合併及び分割の認可	—	6 週
ガス事業法第44条第1項に基づく一般ガス導管事業の休止又は廃止の許可	—	6 週
ガス事業法第44条第2項に基づく一般ガス導管事業者たる法人の解散決議又は総社員の同意の認可	—	6 週
ガス事業法第48条第1項本文に基づく託送供給約款の認可	—	4 月
ガス事業法第48条第2項において準用する同条第1項本文に基づく託送供給約款の変更の認可	—	4 月
ガス事業法第48条第1項ただし書に基づく託送供給約款制定不要の承認	—	4 週
ガス事業法第48条第3項ただし書に基づく託送供給約款以外の供給条件の認可	—	4 週
ガス事業法第51条第2項ただし書に基づく最終保障供給約款以外の供給条件の承認	—	4 週
ガス事業法第76条第1項ただし書に基づく託送供給約款制定不要の承認	—	4 週
ガス事業法第76条第3項ただし書に基づく託送供給約款以外の供給条件の承認	—	4 週
ガス事業法第167条第1項に基づく土地の立入許可	—	4 月
電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号。以下この表において「特定旧法」という。）第7条第3項に基づく事業開始の指定期間の延長	—	4 週
特定旧法第10条第1項に基づく指定旧供給区域等小売供給の譲渡し及び譲受けの認可	—	6 週
特定旧法第10条第2項に基づく法人の合併及び分割の認可	—	6 週
特定旧法第13条第1項に基づく指定旧供給区域等小売供給の休止及び廃止の許可	—	6 週
特定旧法第13条第2項に基づく法人の解散決議等の認可	—	6 週
特定旧法第20条ただし書に基づく特別供給条件の認可	—	4 週
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第23条第1項に基づく指定旧供給区域等の変更の許可（指定旧供給区域等の減少に係る場合又は増加する指定旧供給区域等の全部又は一部が指定旧供給区域等を増加しようとする旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給区域内にある場合を除く。）	—	4 週
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第23条第1項に基づく指定旧供給区域等の変更の許可（指定旧供給区域等の減少に係る場合に限り。）	—	4 月
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第23条第1項に基づく指定旧供給区域等の変更の許可（増加する指定旧供給区域等の全部又は一部が指定旧供給区域等を増加しようとする旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給区域内にある場合に限り。）	—	6 月
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第23条第5項に基づく期間の延長	—	4 週
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第24条第1項前段に基づく指定旧供給区域等小売供給約款の認可及び変更の認可	—	4 月
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第25条に基づく旧認可供給条件の承認	—	4 週
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条による改正前のガス事業法（以下この表において「特別旧法」という。）第37条の6の2ただし書に基づく特別供給条件の認可	—	4 週
特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第7条第3項に基づく指定期間の延長	—	4 週
特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第10条第1項に基づく指定旧供給地点小売供給の譲渡し及び譲受けの認可	—	4 週
特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第10条第2項に基づく法人の合併及び分割の認可	—	4 週
特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第13条第1項に基づく指定旧供給地点小売供給の休止及び廃止の許可	—	4 週

特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第13条第2項に基づく法人の解散決議等の認可	—	4週
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第29条第1項に基づく指定旧供給地点の変更の許可	—	4週
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第29条第5項に基づく期間の延長	—	4週
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第30条第1項に基づく指定旧供給地点小売供給約款の認可及び変更の認可	—	4週
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第31条に基づく旧認可供給条件の承認	—	4週
ガス事業会計規則第16条に基づく事業年度の例外承認	—	4週
ガス事業会計規則第16条に基づく勘定科目表及び財務計算諸表の例外承認	—	4週

6. 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
租税特別措置法施行規則第7条若しくは第21条の5又は第22条の47に基づく特定災害防止準備金に係る認定	45日	2月

7. 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項に基づく協業組合の事業転換の認可	10日（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、15日）	3週（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、1月）
中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項に基づく協業組合の設立の認可	10日（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、15日）	3週（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、1月）
中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項に基づく協業組合の組合員による臨時総会の招集の承認	10日（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、15日）	3週（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、1月）
中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項に基づく協業組合の定款の変更の認可	10日（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、15日）	3週（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、1月）
中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項に基づく協業組合の合併の認可	10日（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、15日）	3週（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、1月）
中小企業団体の組織に関する法律第9条に基づく商工組合の特別の地区の承認	10日	3週
中小企業団体の組織に関する法律第17条の2第1項に基づく商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	10日	3週
中小企業団体の組織に関する法律第33条に基づく商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	10日	3週
中小企業団体の組織に関する法律第42条第1項に基づく商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	30日	2月
中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項に基づく商工組合の組合員による臨時総会の招集の承認	10日	3週
中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項に基づく定款の変更の認可	10日	3週
中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項に基づく商工組合及び商工組合連合会の合併の認可	10日	3週
中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項に基づく協業組合への組織変更の認可	10日（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、15日）	3週（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、1月）
中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項に基づく事業協同組合への組織変更の認可	10日（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、15日）	3週（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、1月）
中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項に基づく商工組合への組織変更の認可	10日	3週

８．割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
割賦販売法第１８条の５第３項に基づく前受業務保証金の取戻し承認	１２日	１５日
割賦販売法第１８条の５第５項に基づく供託委託契約の解除の承認	７日	１５日
割賦販売法第２０条の４第２項に基づく供託した前受業務保証金の取戻し承認	１２日	１５日
割賦販売法第３３条第１項に基づく包括信用購入あっせん業者の登録	６０日	６０日
割賦販売法第３５条の３の２第５項に基づく個別信用購入あっせん業者の登録	６０日	６０日
割賦販売法第３５条の３の２第７項に基づく登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新	６０日	６０日
割賦販売法第３５条の３の６第２項に基づく前受業務保証金の取戻し承認	１２日	１５日
割賦販売法第３５条の３の６第２項に基づく供託委託契約の解除承認	７日	１５日
割賦販売法第３５条の３の６第２項に基づく供託した前受業務保証金の取戻し承認	１２日	１５日
割賦販売法施行令第８条第１項に基づく請求に係る営業保証金及び前受業務保証金の還付に関する確認書の交付	３０日	６０日
許可割賦販売業者営業保証金規則第２０条第１項に基づく債権申出書の提出がなかったことの証明書の交付	１２日	１５日
許可割賦販売業者営業保証金規則第２０条第２項に基づく申出に係る債権の総額に関する証明書の交付	１２日	１５日
許可割賦販売業者営業保証金規則第２３条第１項に基づく申出をすべき期間内に債権の申出がなかった旨の証明書の交付	１２日	１５日
許可割賦販売業者営業保証金規則第２３条第２項に基づく申出をすべき期間内に債権の申出がなかった旨の証明書の交付	１２日	１５日
割賦販売法第３５条の１７の４第１項に基づくクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録	６０日	６０日

９．電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
電気事業法第２７条の３第１項に基づく特定供給の許可	－	４週
電気事業法第５９条第１項に基づく土地立入りの許可	－	４週
電気事業法第６１条第１項に基づく植物伐採の許可	－	４週

１０．液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３条第１項に基づく事業の登録	１５日 （産業保安監督部長への合議に要する期間を含む。）	３０日 （産業保安監督部長への合議に要する期間を含む。）

１１．下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四十五号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
下請中小企業振興法第８条第１項に基づく特定下請連携事業計画の認定	５５日	２月

下請中小企業振興法第10条第1項に基づく特定下請連携事業計画の変更の認定	55日	2月
--------------------------------------	-----	----

12. 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項に基づく振興計画の認定	20日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）	25日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）
伝統的工芸品産業の振興に関する法律第5条第1項に基づく振興計画の変更の認定	15日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）	18日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）

13. 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条に基づく揮発油販売業を行おうとする者の登録	14日	14日
揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条に基づく揮発油販売業者の変更登録	10日	10日
揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の2に基づく揮発油特定加工業を行おうとする者の登録	14日	14日
揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の6に基づく揮発油特定加工業者の変更登録	10日	10日
揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の9に基づく軽油特定加工業を行おうとする者の登録	14日	14日
揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の13に基づく軽油特定加工業者の変更登録	10日	10日
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の2第1項に基づく生産揮発油品質維持計画又は確認揮発油品質維持計画の認定	15日	15日
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の7第1項に基づく計画終了日の変更の認定	1月	1月
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第17条の2第1項に基づく揮発油特定加工品質確認計画の認定	15日	15日
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第17条の5第1項に基づく揮発油特定加工品質確認計画の変更の認定	15日	15日
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第17条の7第1項に基づく揮発油特定加工品質確認計画の計画終了日の変更の認定	1月	1月
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第25条の2第1項に基づく軽油特定加工品質確認計画の認定	15日	15日
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第25条の5第1項に基づく軽油特定加工品質確認計画の変更の認定	15日	15日
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第25条の7第1項に基づく軽油特定加工品質確認計画の計画終了日の変更の認定	1月	1月

14. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第7条第4項の申出に基づく特定事業者の指定の取消し	20日	24日

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第10条第3項の申出に基づく第一種エネルギー管理指定工場等の指定の取消し	20日	24日
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第13条第3項の申出に基づく第二種エネルギー管理指定工場等の指定の取消し	20日	24日
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第19条第4項の申出に基づく特定連鎖化事業者の指定の取消し	20日	24日
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第113条第4項の申出に基づく特定荷主の指定の取消し	20日	24日
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第8条第2項及び第8条第3項に基づくエネルギー管理統括者の兼任の承認	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第13条第2項に基づくエネルギー管理企画推進者の兼任の承認	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第17条第2項及び第3項に基づくエネルギー管理者の兼任の承認	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第23条第2項、第3項、第4項及び第5項に基づくエネルギー管理員の兼任の承認	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第104条第2項の規定に基づく電子情報処理組織への識別符号及び暗証符号の付与	25日	1月

15. 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
中小企業等経営強化法第8条第1項に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定	40日	45日
中小企業等経営強化法第9条第1項に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画の変更の承認	40日	45日
中小企業等経営強化法第14条第1項に基づく経営革新計画の承認〔所管行政庁が経済産業省（経済産業大臣が承認するもの）のみの場合に限る。〕	40日	45日
中小企業等経営強化法第15条第1項に基づく経営革新計画の変更の承認〔所管行政庁が経済産業省（経済産業大臣が承認するもの）のみの場合に限る。〕	40日	45日
中小企業等経営強化法第16条第1項に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定	55日	60日
中小企業等経営強化法第17条第1項に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の変更の認定	55日	60日
中小企業等経営強化法第19条第1項に基づく経営力向上計画の認定（単一の主務大臣による認定の場合）	25日	30日（都道府県を経由して行われた申請については45日）
中小企業等経営強化法第19条第1項に基づく経営力向上計画の認定（複数の主務大臣による認定の場合）	40日	45日（都道府県を経由して行われた申請については60日）
中小企業等経営強化法施行規則第16条第1項第2号及び第2項第2号に基づく投資計画の確認	25日	30日
中小企業等経営強化法第20条第1項に基づく経営力向上計画の変更認定（単一の主務大臣による変更認定の場合）	25日	30日（都道府県を経由して行われた申請については45日）
中小企業等経営強化法第20条第1項に基づく経営力向上計画の変更認定（複数の主務大臣による認定の場合）	40日	45日（都道府県を経由して行われた申請については60日）
中小企業等経営強化法第32条第1項に基づく経営革新等支援業務を行う者の認定に関すること	40日	45日
中小企業等経営強化法第50条第1項に基づく事業継続力強化計画の認定	40日	45日
中小企業等経営強化法第51条第1項に基づく事業継続力強化計画の変更の承認	40日	45日
中小企業等経営強化法第52条第1項に基づく連携事業継続力強化計画の認定	40日	45日
中小企業等経営強化法第53条第1項に基づく連携事業継続力強化計画の変更の承認	40日	45日

16. アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
アルコール事業法第3条第1項に基づくアルコール製造事業の許可	15日	3週
アルコール事業法第4条第3号に基づく試験研究製造の承認	10日	2週
アルコール事業法第8条第1項に基づくアルコール製造事業の変更の許可	15日	3週
アルコール事業法第13条第1項に基づくアルコール製造事業の必要な行為の継続	10日	2週
アルコール事業法第15条に基づく酒母等の移出の承認	10日	2週
アルコール事業法第16条第1項に基づく輸入事業の許可	15日	3週
アルコール事業法第17条ただし書に基づく試験研究輸入の承認	10日	2週
アルコール事業法第19条第1項に基づくアルコール輸入事業の必要な行為の継続	10日	2週
アルコール事業法第20条で準用する第8条第1項に基づくアルコール輸入事業の変更の許可	15日	3週
アルコール事業法第21条第1項に基づくアルコール販売事業の許可	15日	3週
アルコール事業法第22条第1項ただし書に基づく許可使用者のアルコールの譲渡の承認	10日	2週
アルコール事業法第24条第1項に基づくアルコール販売事業の必要な行為の継続	10日	2週
アルコール事業法第25条で準用する第8条第1項に基づくアルコール販売事業の変更の許可	15日	3週
アルコール事業法第26条第1項に基づくアルコールの使用の許可	15日	3週
アルコール事業法第29条第1項に基づくアルコールの使用の必要な行為の継続	10日	2週
アルコール事業法第30条で準用する第8条第1項に基づくアルコールの使用の変更の許可	15日	3週

17. 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第4項の規定に基づく総合効率化計画の認定（特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画）	45日	2月
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第4項の規定に基づく総合効率化計画の認定（特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画以外の総合効率化計画）	15日	1月
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく総合効率化計画の変更の認定（特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画）	45日	2月
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく総合効率化計画の変更の認定（特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画以外の総合効率化計画）	15日	1月
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第7条第2項の規定に基づく特定流通業務施設の確認	15日	1月

18. 中小企業と農林水産業者との連携による事業活動の促進に関する法律
(平成二十年法律第三十八号)

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
中小企業と農林水産業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第1項に基づく農工商等連携事業計画の認定	55日	60日
中小企業と農林水産業者との連携による事業活動の促進に関する法律第5条第1項に基づく農工商等連携事業計画の変更の認定	55日	60日
中小企業と農林水産業者との連携による事業活動の促進に関する法律第6条第1項に基づく農工商等連携支援事業計画の認定	55日	60日
中小企業と農林水産業者との連携による事業活動の促進に関する法律第7条第1項に基づく農工商等連携支援事業計画の変更の認定	55日	60日

19. 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 (平成二十二年法律第六十七号)

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第7条第1項に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定	85日	90日
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第8条第1項に基づく研究開発・成果利用事業計画の変更等	85日	90日

20. 生産性向上特別措置法 (平成三十年法律第二十五号)

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
生産性向上特別措置法第22条第1項に基づく革新的データ産業活用計画の認定	—	1月 (主務大臣が革新的事業活動評価委員会の意見を聴く場合又は個人情報保護委員会に協議する場合を除く)
生産性向上特別措置法第23条第1項に基づく革新的データ産業活用計画の変更の認定	—	1月 (主務大臣が革新的事業活動評価委員会の意見を聴く場合又は個人情報保護委員会に協議する場合を除く)